



宮古労基署ニュース

死亡災害ゼロ継続日数

宮古署管内 令和7年12月1日時点

建設業 1313日 **その他の業種 735日**



いわて年末年始無災害運動のお知らせ

【実施期間】

R7 R8
12/1～1/31

あなたの安全家族の願い
年末年始も無災害



岩手県においては、例年、12月から1月にかけての寒冷期に発生する転倒災害の**約6割**、交通労働災害の**約5割**が路面凍結など冬季特有要因によるものとなっており、冬季における労働災害防止が極めて需要となっています。また、これから迎える年末年始は、慌ただしさも加わり、労働災害のリスクが高まる時季となります。

1

積雪・凍結による
転倒災害、墜落災害の防止

2

車両等のスリップ事故等
交通労働災害の防止

8

その他の冬季特有災害の
防止

7

作業時の保温・体操の実施

**冬季特有災害を
防止しよう！！**

3

雪降ろしの際の
災害の防止

6

凍結の緩みによる
土砂崩壊災害等の防止

5

一酸化炭素中毒の防止

4

火災・火傷の防止



各災害を防止するための詳しいポイントについてはこちらから➡

岩手県最低賃金改定のお知らせ

令和7年12月1日から

時間額

1,031円

に改定されています！

先月号でもお知らせしましたが、令和7年12月1日から岩手県最低賃金が1,031円に改定されています。また、岩手県特定（産業別）最低賃金の専門部会も順次開催されていますので、今後の動向にご注意ください。

岩手県物価高騰対策賃上げ支援費（予算案）のお知らせ

令和7年11月17日、岩手県の「令和7年度一般会計第4号補正予算案概要（12月定例会提案分）」が公表されました。

今月号では、予算案の内容の一部である「岩手県物価高騰対策賃上げ支援費」についてご紹介します。

支援費の内容

支給対象者

岩手県内に事業所を有する**中小企業等** ※**公益法人、協同組合、個人事業主**等も含む



支給要件

以下の①及び②の**いずれにも該当**すること。

①令和7年10月以降、従業員の賃金を**60円/1時間以上引き上げ**ていること。

（想定）60円/1時間×8時間×20日×12ヶ月＝概ね**年間115,200円以上の賃上げ**

②引き上げ後の賃金水準を**1年間継続**すること。

支援金額

従業員1人あたり6万円（最賃発効前の賃金が時給971円以上の場合）

従業員1人あたり8万円（最賃発効前の賃金が時給971円未満の場合）

（想定）1事業所あたり**最大50人分、最大400万円**を支援



予算額

27億円

※最賃クリアに60円を超える賃上げが必要な従業員には、**2万円を加算し、支援額8万円**

※ **現時点では予算「案」の段階です。正式な予算が発表されましたら、再度宮古労基署ニュースでお知らせする予定です。**

岩手県の予算案の詳細についてはこちらから➡



12月は「職場のハラスメント撲滅月間」です！

～新たに2つのハラスメント対策が義務化されます！～

カスタマーハラスメント対策の義務化

施行日：公布（令和7年6月11日）後1年6カ月以内の政令で定める日

Q1 カスタマーハラスメントとはどのようなものですか？

A1 カスタマーハラスメントとは、以下の3つの要素をすべて満たすものです。

- ①顧客、取引先、施設利用者その他の利害関係者が行う、
- ②社会通念上許容される範囲を超えた言動により、
- ③労働者の就業環境を害すること。



Q2 どのような対策を取る必要があるのですか？

A2 事業主が講ずべき具体的な措置の内容は、今後指針において示す予定です。

求職者等に対するセクハラ対策の義務化

施行日：公布（令和7年6月11日）後1年6カ月以内の政令で定める日

- 求職者等（就職活動中の学生やインターンシップ生等）に対しても、セクシュアルハラスメントを防止するために必要な措置を講じることが事業主の義務となります。
- 事業主が講ずべき具体的な措置の内容等は、今後、指針によって示す予定です。

～「あかるい職場応援団」をご活用ください！～

あかるい職場応援団では、ハラスメントに悩んでいる方、管理職の方、人事担当の方など、様々な立場の方に向けたコンテンツの紹介を行っています。

また、ハラスメント裁判事例、他社の取組、ハラスメントオンライン研修講座といった情報も掲載されておりますので、是非ご活用ください。

職場のハラスメントを知る（パワハラ、セクハラ、いわゆるマタハラ）



（「あかるい職場応援団」HPの一例）



ハラスメント裁判事例、他社の取組など
ハラスメント対策の総合情報サイト
あかるい職場応援団

「あかるい職場応援団」サイトはこちらから➡



「治療と仕事の両立支援シンポジウム」のお知らせ

令和8年4月1日から「治療と仕事の両立支援」が努力義務化されます。本シンポジウムでは、学識経験者の基調講演、企業の取組や支援機関（者）の事例紹介、パネルディスカッションなどを通じて、環境整備の必要性や効果、企業などにおいて取組を推進する上でのポイント、外部の支援機関の活用等について考えます。

視聴方法

厚生労働省「治療と仕事の両立支援ナビ」シンポジウムページで配信

配信開始時期

2025年12月24日（水）配信開始予定

「治療と仕事の両立支援」サイトはこちらから→



年次有給休暇取得促進特設サイトのご紹介

～年次有給休暇を上手に活用し、働き方・休み方を見直しましょう～

▶年次有給休暇取得促進特設サイトでは、年次有給休暇を取得しやすい環境を整備するために役立つ情報を紹介しています。

（内容の一例）

- ・企業の取組事例
- ・年次有給休暇の計画的付与制度
- ・時間単位の年次有給休暇制度



特設サイトはこちらから→

おまけ

▶宮古署管轄内のいたるところに熊が出没していますね。宮古署では、近隣での熊目撃情報が複数あったため、熊対策として1階入り口の自動ドアを「手動」に切り替え、取手を取り付けています。来署される際はご注意ください△

▶実は宮古労基署ニュースは今月号も少しパワーアップしています。二次元コードだけでなく、一部の画像をクリックしてもリンク先のサイトを閲覧できるようになっていますので皆様ぜひお試しください◆

▶さて、労基署ニュース冒頭でお伝えしたとおり、年末年始は慌たしさもあり労働災害のリスクが高まる時期となります。冬季特有災害を防止するためのポイント等をご確認していただき、安全な年末年始をお過ごしください！



良いお年を
お迎え下さい

